

※ ごみ出しは、収集日の朝8時30分までに出すこと。 ※ もえないごみとリサイクルの日に収集する資源ごみは、地区の指定場所にある専用のかご、ポリタンクへ入れること。

区分		出し方・注意	ごみの内容	
集積場で収集するもの	<b>もえるごみ</b>	1. 市の指定ごみ袋に入れて出す。 2. もえないごみを入れない。 3. 地区の指定場所へ出す。 4. 生ごみは、十分水切りをする。	紙おむつ (汚物を除く)	プラスチック製の製品 革製品 ・ゴム製品 ・その他燃えるもの
	<b>プラスチック製容器包装《資源ごみ》</b>	1. 市の指定ごみ袋に入れて出す。 2. プラスチック製の製品そのものを入れない。 3. 地区のもえるごみと同じ指定場所へ出す。 4. 中身の残っているものや汚れのあるものは、ふき取るか、洗って出す。	・プラスチック製別マーク表示のあるプラスチック製容器・袋・包装 ・野菜や果物のネット ・発泡スチロール	洗剤・シャンプー・リンス・化粧品などの容器 カップめん・プリン・ゼリーなどのカップ 卵・果物・ハムなどのパック コンビニ弁当・納豆・豆腐などの容器
リサイクル集積場所での収集するもの	資源ごみ	<b>缶</b> (キャップやふたも含む)	1. アルミとスチールに分ける。 2. 地区の指定場所へ出す。 3. 中を水洗いする。 4. キャップやふたも分ける。	ジュース、ビール、缶詰、お菓子、ペットのえさなどの缶
		<b>ビン</b>	1. 無色透明・茶色・その他に色分けする。 2. 地区の指定場所へ出す。 3. 中を水洗いする。 4. キャップは外して、プラスチック製容器包装ごみ・アルミ・スチールに分けて出す。	《無色透明・茶色・その他》の3種類に分ける 無色透明 茶色 その他(青・緑・黒など)
		<b>ペットボトル</b>	1. ボトルの形をしたもの以外は出さない。 2. 地区の指定場所へ出す。 3. 中を水洗いする。 4. キャップとラベルは外して、プラスチック製容器包装ごみで出す。	のマークが付いているボトルの形をしたもののみ ※飲み口のリングや取っ手は、ついたままでもかまいません。
	<b>天ぷら油</b>	1. 食用の植物油に限る。 2. 網などでこして天カスを取り除く。 3. 地区の指定場所へ出す。	※食用の植物油のみ 動物性油やエンジンオイルなどはリサイクルできません。	
	<b>紙パック</b>	1. 容器を洗って切り開く。 2. 乾かしてから束ねて出す。 3. 地区の指定場所へ出す。 4. 雨天の日には出さない。	牛乳やジュースなどのパック (きれいに洗って切り開く)	
	<b>乾電池 蛍光管・電球</b>	1. 年3回のみ収集する。(4、8、12月) 2. 地区の指定場所へ出す。 3. ケースや袋は持ち帰って古紙やプラスチック製容器包装ごみで出す。	◎乾電池 単1・2・3・4・5・角形 ※ボタン電池、充電式バッテリーは、販売店へ返却してください。	
	もえないごみ	<b>金物類</b>	1. もえるごみを入れない。 2. 資源ごみと同じ地区の指定場所へ出す。 3. スプレー缶は、必ず穴を空けて出す。	カミソリなどの刃 小さい金物類 スプレー缶 (必ず使い切ってからガスを抜く)
<b>ガラス・陶磁器類</b>			陶磁器類 板ガラス・コップ類 化粧品等のガラスびん 耐熱ガラス・食器	

リサイクルセンター お住まいの町の粗大ごみ場	○必ず、分別して搬入すること。 ○お住まいの町の粗大ごみ場・リサイクルセンターで搬入の受付をします。 ○コンクリート殻・レンガなどの埋立ごみの搬入は、軽自動車、普通自動車に限りです。 【休業日】毎週水・木曜日、年末年始 【搬入時間】午前8時30分～午後4時30分	<b>古紙・古布</b> 新聞・チラシ (封筒・包装紙なども含む) 雑誌 (のりやリッチキスなどで糊してあるもの) 雑誌 (菓子箱やメモ用紙、封筒など) ダンボール (横から見た時に波の形があるもの) 古布類 (古布、毛布、シーツ、タオル、衣類など)
	<b>粗大ごみ</b> 電気製品 (電気コードを使用するもの) ソファ 家具類 一斗缶以上の缶 ストープ 自転車 ・刈り草 ・ガスコンロ ・剪定枝 ・ゴルフクラブ、バッグ ・草刈機、刃	・リサイクルできない缶 ・アルミはく ・アルミホイール ・使い捨てカイロ ・その他燃えないもの

いなべ市で受入できないごみ (詳細はいなべ市HPへ)	
販売店、専門業者で引き取ってもらう製品(処理困難物)	消火器・ガスボンベ オートバイ タイヤ バッテリー ピアノ ・農機具 ・農業用資材 ・農薬 ・廃油 ・ペンキ類 など
家電リサイクル法対象製品 販売店または製造メーカーへ	冷蔵庫 (冷凍庫含む) 洗濯機 乾燥機 エアコン・室外機 テレビ (※設置により自治体で定められる場合があります)
国認定事業者または製造メーカーへ	パソコン ノートパソコン
事業系ごみについて (詳細はいなべ市HPへ)	
・事業所や家庭に事業者が入り、排出されたごみで事業の営利・非営利は問いません。 ・農林漁業、事業所、病院、学校、官公庁などから出たごみは事業系ごみです。 ・小規模工場や飲食店であっても事業者の責任で適正に処理をお願いします。	
事業系廃棄物	事業系一般廃棄物 廃棄物収集運搬許可業者に収集を委託する。あじさいクリーンセンターに直接搬入する。
産業廃棄物	事業者が自らの責任で処理する。品目や処理等については、三重県桑名地域防災総合事務所環境室へお問い合わせください。

## 「いなべ市ごみ分別アプリ」配信中

次のいずれかの方法でご利用ください。

- ①「App Store」または「Google Play」で「いなべ市ごみ分別アプリ」と検索する。
- ②下記のQRコードを読み取る。

※アプリの利用は無料ですが、通信料は利用者の負担となります。

iOS版

Android版

# 家庭ごみの出し方